

件名	立花一丁目97番7(地番)の共同住宅新築工事計画における墨田区景観計画等関係条例に基づく適合審査に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区立花 A			
受理年月日	令和2年6月8日	受理番号	第2号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>必要十分な時間をかけ、法令及び墨田区景観計画の趣旨にのっとった適合審査を行ってください。</li> <li>建築物の景観形成基準の一つ一つの項目に対し、理由を明確にし、適切な適合審査を行ってください。</li> <li>審査における経緯、判断根拠を明確にし、過程と結果を近隣住民に報告してください。</li> <li>勧告・変更命令に関することなどについて、必要に応じて墨田区景観審議会及び景観アドバイザーの意見を聴き、反映してください。</li> <li>審査内容について、有識者の客観的、第三者的な観点・知見を取り入れた審査を希望すべく、可能であれば、墨田区景観審議会及び景観アドバイザーの意見を聴き、反映してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>私たちは、立花一丁目近隣他に在住する墨田区民又は関連権利関係者若しくは当該地に親しみや郷土愛を感じる者として、景観法に基づく特定区域(北十間川・横十間川軸)に該当する墨田区立花一丁目97番7(地番)(住居表示：立花一丁目1番17号)の共同住宅(地上9階建て、鉄筋コンクリート造)の建築計画について、「墨田区景観計画」パンフレットの記載内容及び墨田区景観条例の趣旨に基づき、適切かつ透明な適合審査の実施を求めます。</p> <p>建築計画地のすぐ裏側には吾嬭神社(吾嬭の森)があり、江戸時代以前から歴史と情緒ある風景景観は、浮世絵など多くの文化資料に残されており、現代に通じる墨田区の貴重な歴史・文化的資源となっています。また、区広域の小・中学校名や地名の由来に関連しており、地域の歴史・文化を保全する観点や墨田区で育つ子どもたちの地域教育の観点からも、墨田区の風景遺産として保全すべきであると考えます。</p> <p>しかしながら、吾嬭神社を中心とした立花一丁目の建築計画地周辺の建築物は、1階建てから3階建てまでの低層のものがほとんどとなっており、この建築計画は、北十間川区域(特定区域(北十間川・横十間川軸))の河川沿いのまちの景観に大きく影響を及ぼす可能性が考えられます。このことから、墨田区の地域歴史とも深い関わりがある吾嬭神社の歴史的価値の保存と、観光資源としての価値と観光交流の発展に影響を及ぼす可能性が考えられます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				